



# 高崎市第2次 男女共同参画計画

## 概要版

平成20年度(2008)～平成24年度(2012)



高崎市

## 計画策定の趣旨

高崎市では、平成8年に女性の地位向上に関する施策の基本方針を示し、女性問題の解決に向けた施策の体系化を図るために「新たかさき女性プラン」を策定しました。その後平成13年度には、平成23年度までを期間とする「高崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して着実に取組を進めてきました。

その基本的な考え方は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、二十一世紀の我が国社会の最重要課題とした「男女共同参画社会基本法」の認識を共有したものです。

高崎市は地方分権時代に対応するために平成18年1月と10月の2回の合併を経て、34万人を超える県内一の都市となりました。今後は中核市に向け、各分野における新たな活力と、一層大きな可能性を持つことになり、大きな転換期を迎えています。

また、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進行、価値観の変容、離婚やドメスティック・バイオレンスの増加など、急激に絶え間なく変化しています。このことは、私たちの生き方や生活のあり方、家族関係のあり方、働き方、コミュニティのあり方など個人、家族、職場、地域社会等すべてに関連しています。

このような時代や社会の変化に呼応して、男女共同参画社会形成のための計画は、常に課題を明らかにしながら改定していく必要があり「高崎市男女共同参画計画」を見直し「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定するものです。

## 計画の性格と位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、高崎市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び群馬県の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案して策定するものです。
- 本計画は「高崎市第5次総合計画」や高崎市における他の部門の計画との整合性をはかると共に「男女共同参画に関する市民アンケート調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

## 計画の目的

高崎市第2次男女共同参画計画は、前計画を踏まえ、時代や社会の変化に呼応し、男女が性別にかかわらず個性と能力を活かし、対等なパートナーとして共に責任を負いつつ、社会の様々な分野において参画することにより、多様な生き方が認められた心豊かで活力ある社会を築くことを目的としています。

また、課題を明らかにし、数値目標を盛り込んだ計画とします。

## 重点課題

男女平等・男女共同参画意識の浸透

性別にかかわらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

社会の責任ある立場への女性の参画の促進

女性に対する暴力の根絶～女性の自立支援の取組

### 基本目標 I

## 男女平等の意識づくり

男女が平等に共同参画する社会を築くには、そうした社会をつくっていくことの大切さを市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。

「男女平等の意識づくり」が第1の基本目標となります。この実現を目指して、2つの基本方針を掲げます。

基本方針 ① 男女平等意識の浸透・共有

基本方針 ② 男女平等教育の推進

### 基本目標 II

## 男女共同参画による社会づくり

高崎市には、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会の急速な変化に対応するためにも、男女共同参画推進の視点から社会制度や慣行の見直しを行うことが求められています。

これらの課題に取組むために、第2の基本目標として「男女共同参画による社会づくり」の実現を目指して、6つの基本方針を掲げます。

基本方針 ③ 性別にかかわらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本方針 ④ 社会の責任ある立場への女性の参画の促進

基本方針 ⑤ 女性に対する暴力の根絶

基本方針 ⑥ 雇用平等の推進

基本方針 ⑦ 男女が共に参画する地域づくりや市民活動の促進

基本方針 ⑧ 国際社会の理解と交流における男女共同参画

### 基本目標 III

## 男女が自立できる環境づくり

男女が、地域でその経験や見識、個性や能力を活かし、また必要な支援を受けて自立した生活や人生を送ることができるようにするための福祉の取組を、男女共同参画の視点を浸透させながら、一層充実させていく必要があります。

そのために、「基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり」のもとに、4つの基本方針を掲げます。

基本方針 ⑨ 女性の自立支援の取組

基本方針 ⑩ 健康づくりへの支援の取組

基本方針 ⑪ 子育て支援の取組

基本方針 ⑫ 高齢者、障害者への福祉の取組

### 基本目標 IV

## 男女共同参画の推進体制

中核市を目指す高崎市においては、男女平等、男女共同参画社会の形成をより着実に進めるために、計画と共に男女共同参画推進のための条例制定及び、男女共同参画社会形成のための拠点施設の設置とその機能を最大に発揮する取組を行います。そのために「基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制」のもとに、4つの基本方針を掲げます。

基本方針 ⑬ 推進体制の充実

基本方針 ⑭ 計画の進行管理

基本方針 ⑮ 男女共同参画推進条例（仮称）の制定

基本方針 ⑯ 拠点の設置推進